

平成19年度那覇家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

第1 開催日時

平成20年3月4日（火）午後2時～午後4時

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者（委員）

青木孝之，加藤幸雄，熊谷雅宣，得津八郎，仲村守和，宮尾徹，宮里玲子，
宮良直人，山鋪弥一郎，横江崇

（五十音順，敬称略）

※ 嘉数武，諸見里道浩は欠席。

【説明補助者】

富盛守幸（沖縄県教育庁義務教育課主幹）

下川高範（事務局長），羽山賢二（首席書記官），井野伸哉（次席家裁調査官）

【庶務担当】

日野誠一（総務課長）

第4 議事概要

【発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□）◇：説明補助者】

1 開会宣言

2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）

3 意見交換

（1）意見交換テーマ

沖縄における少年非行の現状とこれに対する取組

ア 概況説明（項目のみ記載）

（ア）沖縄における少年非行の現状及び特徴について（得津八郎沖縄県警察本部長）

a 沖縄の少年非行の現状と特徴（項目のみ記載）

- (a) 低年齢化の進行
- (b) 粗暴化, 悪質化傾向
- (c) 再犯者率及び共犯率が高い傾向
- (d) 不良行為(深夜はいかい, 飲酒等)が多い

b 対策について

- (a) 街頭補導活動の強化
- (b) 地域及び学校との連携強化

(イ) 学校現場からみた少年非行の現状及び特徴(仲村守和沖縄県教育長, 富盛守幸沖縄県教育庁義務教育課主幹)

a 学校現場の少年非行の現状及び特徴

- (a) 暴力行為は小, 中学校は減少, 高校生は増加傾向
- (b) いじめは全国平均からすると少ない
- (c) 不登校の要因として, 小学校は「情緒不安」, 中学校は「遊び・非行」, 「学業の不振」等が多い

b 対策について

- (a) 先生と子どもの信頼関係の構築
- (b) 子どもの立ち直り支援総合施策の事業活動

(ウ) 家裁からみた少年非行の現状と認識(宮尾徹裁判官, 井野伸哉次席家裁調査官)

a 家裁からみた少年非行の現状と認識

事件の減少傾向

- (a) 粗暴犯の占める割合が全国より高いが, 自転車窃盗等の遺失物横領や暴力団交遊関係及び覚せい剤等の事件が非常に少ない

b 家庭裁判所の取組

保護的措置の取組として, ピーチ清掃ボランティア, 粗暴非行の被害を考える教室の開催

イ 意見交換の概要について

- ◎ 警察，教育界，家裁の各立場からの現状認識について一致している点も多いと思われるが，弁護士の立場からはどのような取組をしておられるか。
- 非行事実を認めている少年については，少年の更生や施設からの復帰後の手助けをするのが活動の中心となる。具体的には家庭環境を整えたり，就職のあっ旋等である。少年事件については，少年の成長過程が見えるので，やりがいを感じており，今後も意欲的に取り組みたい。
- ◎ 少年事件で弁護士が付添人となるケースは少ないと思われるが。
- 少年事件で弁護士が付添人となるケースは限られており，少年事件を扱う弁護士の数も多くはない。弁護士が少年事件に関与する活動を広げたい。
- 沖縄において酒がらみの事件が多いことは，成人事件と少年事件に共通する傾向であると認識している。個人的見解ではあるが，沖縄の夜型の飲酒社会がその原因と思われる。家裁の保護的措置で実施している酒害教育と同様な取組を実施することが求められていると思う。

家裁のボランティア活動における保護的措置は，全国的に行われているのか。また，それは当事者の自発的な形で参加しているのか。
- ◇ 清掃活動に限らず，社会奉仕型の活動として全国的に行われている。また，当事者の任意参加で行われるものであり，強制しているものではない。

ボランティア活動は，参加の有無で審判の処分が変わるというものではなく，参加活動を通じて親子間のコミュニケーションの促進及び回復の機会を与えることや，少年及び保護者に社会貢献の意味を理解してもらうことを主眼においているものである。
- ◎ 保護的措置における活動は，審判の教育的機能を発揮させるという意味において任意なものとして実施し，少年及び保護者の自発性を引き出す面もある。
- 全国の保護的措置としては，社会奉仕型，親子関係の再構築型及び学習支援ボランティア型に大別されるようである。実施機会は，任意の団体の

活動に自主的に参加してもらったり，試験観察中に実施する場合等がある。実施結果は，保護者及び少年からも好評であり，効果は非常に高いと感じられる。

◎ 沖縄の夜型の飲酒社会は，いつから始まったと言われているものなのか。例えば戦前からなのかどうか。

○ 宮古島では皆が集まって飲酒する「おとーり」という風習が古くからある。

○ 夜の飲酒については，沖縄の気候が昼間は暑いから日が落ちてからでないと，外に出にくいということも原因があると考えられる。夜型の飲酒社会だから悪いということではなく，少年がいつ，どう補導されたかという状況把握が大事ではないかと思う。

沖縄の教育委員会，県警及び家庭裁判所とも非行防止に向けて懸命に取り組んでおられるが，似たようなことをそれぞれ行っている印象があるので，連携を取り合い，情報の共有を行うことで，各場面での対処が機能的になり，実効性が上がると思われる。例えば保護センターのようなものがあると有効だと考える。

□ 裁判所としても同様の認識はある。裁判所で扱える期間は短いため，社会復帰する場合に受入機関の調整を行っていく必要があり，受入先の情報等が是非必要となってくるので，情報提供をお願いしたいと思っている。

○ マスコミ側においてテレビ及び新聞が一致して取り組んだのが，飲酒運転追放キャンペーンで，これはかなりの効果が上がっている。少年非行防止に関しては，NHKもキャンペーンとして取り組む動きも出てきているので，各組織の要請があれば協力して行いたいと考えている。情報を共有化できるシンクタンクみたいなものも必要と感じる。

また，沖縄の飲酒社会という点で居酒屋に子どもルームがあるのには驚いた。

○ 飲酒そのものが悪いのではなく，沖縄の社会において「飲酒運転は犯罪

行為である」，「子どもの飲酒は悪い」という認識を定着させるのが大事であると考え。その方策として、新聞等のマスメディアにも協力してもらい、記事として取り上げてもらうことで、世間から注目してもらうようになり、それが防止につながる。例えば、公園で飲酒している子どもを見つけた場合、これまでは警察に通報しなかった人が、関心を持って警察に通報してくるようになる等の効果が生じる。

- 卒業式後、高校生が酒盛りをしたという記事が昨日も出ていたが、何か節目の行事があるとお酒を飲むという、大人の慣行を未成年者がマネをするという傾向が見られる。また、沖縄は「^{もあい}模合」社会であり、「模合」を一人で月に、2、3は持っており、毎月定期的に親交を温めるという風習がある。そのため居酒屋等に親が子ども達も連れて、夜遅くまでいる。「深夜はいかいの防止」ということで夜10時以降の時間は意識するが、それまでの時間ならいいと考えがちになっている。以前「630」運動ということで、「午後6時30分には家に帰りましょう」という取組を行っていたが、それを復活させる取り組みが必要だろう。そのためには、まず、大人が範を示すことが大事であるから、大人は12時には家に帰っているという「シンデレラタイム」の呼びかけを実施していくので、是非ご協力をお願いしたい。

- ◎ 少年が家に帰りたと思うには、家庭にそれなりの魅力が必要である。大人も早く家に帰るなど家庭的に安らぎを与える雰囲気が必要と考える。
- 家庭環境の急激な変化の一つに親の離婚が原因となり、親の愛情不足で非行に走るというケースがある。離婚調停において親権を決める場合は、どちらの親に育てられるのが子どもにとって良いのかということを時間をかけて慎重に進行するよう常々心がけている。また、離婚後も親権者の変更ができるので、親権の問題で悩んでおられる方が側にいた場合は、家庭裁判所の家事調停の申立てを促していただければと思う。

また、非行少年の支援団体として「少年友の会」の発足準備をしている

ので、御協力と御理解をお願いしたい。

- 沖縄の飲酒文化は、沖縄が日本に復帰した前後で変化があると思われる。復帰前は午前零時を過ぎてもまだ早いという感じで飲んでいたが、復帰後はそんなに酔った人を見るのが少なくなった感じがする。

また、県警及びマスメディアの飲酒運転の撲滅運動のお陰で、沖縄における飲酒を原因とする交通事故が減少している。そういう面で報道というのは非常に重要だと感じている。

不良行為少年の減少には、地域にエイサーなど青年会があり、その結び付きを強めたり、ボランティアを地域の中から集めて組織化し、それを柱にして横の広がりを構築していくことが大事だと思う。家裁の保護的措置だけでは参加人数も少ないので、もっと参加人員を増やす必要がある。そのためには、家裁だけでは取り組めないで、県警を中心に横のつながりを大事にして地域を巻き込んでの取り組みが必要であり、重要と考える。

(2) 次回のテーマ

- ◎ 次回のテーマは、この場での意見が出ないので、これまでと同様に、2か月前に議題についての照会書面を送付する取扱いにさせていただく。

4 次回開催日について

平成20年9月9日(火)午後2時00分

5 閉会宣言